

東海支部の皆様へ

緊急事態宣言解除後の東海支部活動の指針

東海支部支部長 高橋玲司

3月から猛威を振るった新型コロナウイルスもGW明けより鎮静化し、5/21までに42府県が、26日には全国的に緊急事態宣言が解除されるに至りました。先の山岳4団体から出されました『山岳スポーツ活動自粛-2』では、解除県では感染拡大の恐れがあることを踏まえ県境を往来する山岳スポーツ活動に於いても多人数による登山を控えるよう要請が出されています。

緊急事態宣言が解除されたからと言って、新型コロナウイルスが消えたわけではなく、新たに新型コロナウイルスと共存していく道を歩くことになります。上記要請を踏まえ東海支部では以下のような山岳活動に取り組んでいきますので、皆様のご協力よろしくお願ひします。

記

1. 期間 ～令和2年6月30日
 - * 新型コロナウイルス感染の拡大、鎮静化状況で判断し6月下旬に期間の延長もしくは解除を決める。
2. 委員会主催の支部山行
 - * 県内山域に関し『実施可』とし、県境を往来する山行は自粛とする。この場合でも3密状態になる相乗りは極力避け、現地集合、現地解散が望ましい。
 - * 各山域からの自粛要請や山小屋の営業状況等をよく見極めて計画を立てる。
 - * 山行グループは『5～6人』程度までとし、適度な間隔(2mほど)をとって歩行する。
 - * 往復路の移動に於いては感染予防策(マスク装着、消毒液準備・・・など)を徹底する。
 - * 不特定多数が利用する入浴施設など極力使用を避け、感染予防策をとる。
3. 各種委員会
 - * 支部ルームでの委員会は『3密状態』です!! 座席の間隔を2m以上確保したうえで開催する。
 - * Zoom、Skypeなど電子媒体を活用した委員会の実施を推奨します。
4. 個人山行
 - * 基本的には自粛要請そのままですが、山行中止勧告ではありません。しっかりした感染予防対策をとり、周辺への配慮を怠らないで実施されるようお願いいたします。
 - * 事故を起こしますと救助に当たった関係者が10日間ほどの待機となります。その間、緊急救助活動が出来なくなり、与える影響が大きいことを認識しておいてください。
 - * こんな時期だからこそ、登山計画書は必ず提出しておいてください。

以上